

目標2 人情息づく支えあいのまち ～地域共生社会～

政令市の中で最も高齢化が進む北九州市において、今後、後期高齢者が増加し支援を必要とする人が増える一方で、ひとり住まいや夫婦のみの世帯など、かつてほど家族の支えが期待できない高齢世帯が増え、地域のつながりの希薄化や生産年齢人口の減少などにより、地域活動を支える担い手は減少傾向にあります。また、令和7(2025)年には高齢者の5人に1人が認知症の課題を抱えるとの予測もあります。

さらに、社会的に孤立状態にあり、支援に結び付いていない高齢者をはじめ、介護する家族の支援など、いち早い気づきと関わり、寄り添いが必要になることから、今後、地域のネットワークの重要性は一層高まってきます。

北九州市では、まちづくり協議会や自治会をはじめ、社会福祉協議会によるふれあいネットワーク活動や民生委員児童委員など歴史ある活動に加え、近年ではNPO団体等による子ども食堂やパトロールなどの活動も盛んになってきています。

これらの地域の資源を有効に組み合わせながら、地域住民や団体がそれぞれの強みをいかせる新たなコミュニティづくりの支援を進め、人と人の顔が見えるつながりが日々の幸せや安心を生む「人情息づく支えあいのまち」を目指します。

施策1 人のつながりが幸せや安心を生む 支えあいの地域づくり

- 社会とのつながりが少ない、いわゆる「社会的孤立」の状態は、喫煙や過度の飲酒、肥満よりも健康リスクが高く、脳卒中や心臓病、認知症を発症しやすくなることが報告されています。そのため、家族だけでなく、近所の人や地域団体、NPO団体、民間企業など、多くの目で孤立しがちな人を見守り、必要な支援につなげるネットワークづくりを進めます。
- 日々の暮らしにおいて、ごみ出しや買い物、外出など、ちょっとした生活の支援サービスやボランティア等を頼むことができることで、安心につながるが多くあります。そのため、誰もが地域の一員としての意識をもち、地域の特性に応じた多様な主体が協働しながら、支えあい・助けあいのできる地域づくりを進めます。
- 「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりをもち、それぞれができる範囲で支えあい、居場所と役割をもつ地域づくりを進めます。
- 複雑な課題を抱える高齢世帯に寄り添い、必要な支援につなげられよう、NPO団体などと連携し、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

1 見守り・支えあいのネットワークづくり

【施策の方向性】

世代間を超えたつながりを紡ぐために、民生委員や福祉協力員、地域団体、NPO 団体、民間企業、行政など多様な主体が連携し、地域全体で支援が必要な方を「見つける」「つなげる」「見守る」いのちをつなぐネットワークの充実と強化を図ります。

また、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、公的なサービスや家族に加え、近所の人や友人など地域での支えあいも大切です。日々の話し相手やごみ出し、買い物の支援など、できる範囲での住民主体の助けあい活動や、有償ボランティアなどの新たな仕組みづくりの支援を行います。

取組にあたっては、誰もが地域社会の構成員として役割を担い、出番や居場所がある地域づくりを目指します。また、ICT技術を活用し、地域の見守り力の強化を図ります。

【主な具体的取組】

- 民生委員、福祉協力員等による見守り活動の充実
- いのちをつなぐネットワーク事業(地域福祉ネットワーク)の充実・強化による「見つける」「つなげる」「見守る」取組みの推進
- 校(地)区社会福祉協議会のふれあいネットワーク活動による助けあい
- まちづくり協議会や自治会等を中心とした住民主体の地域づくり
- 有償ボランティアなど新たな助けあいの仕組みづくりの支援
- 住民主体による地域交流や居場所づくりの推進
- 見守り体制の強化(生活援助員の派遣、あんしん通報システムの設置、市営住宅のふれあい巡回員の配置、いきいき安心訪問等)
- ICTを活用した地域の見守り力強化

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
困ったときに助け合える人が近所にいる高齢者の割合	22.4%	30%	高齢者実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
いのちをつなぐネットワーク協力会員数	82団体	90団体	実績	1
いのちをつなぐネットワーク (ネットワーク構築、個別相談、安否確認等)	1,988件	現状水準の維持以上	実績	1

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

2 地域のウェルビーイングを創出する人材の育成

【施策の方向性】

豊かな知識や経験を生かしながら、地域貢献や社会参加への意欲が高い高齢者を育む場を促進するとともに、地域において活躍できる場を広げます。また、その活動が新たな展開へ進むことができるよう、ボランティア・市民活動センターや他部局関係機関等との連携強化による仕組みづくりを進めます。

さらに、年長者研修大学校や生涯現役夢追塾などにおいて、地域の課題解決に向けた活動のリーダーを担う学びの場として、実践力のある人材養成の仕組みをつくることで、地域貢献活動を主体的に企画・実施できる、人のつながりの中で幸せを感じる社会をつくる地域のウェルビーイングを創出する人材を育成します。

【主な具体的取組】

- 住み慣れた地域で幸せに暮らせるための、支えあい・助けあいの人財育成（年長者研修大学校や生涯現役夢追塾等による学びや活躍の場の推進）（再掲）
- 社会福祉ボランティア大学校による福祉活動に係るボランティア人材の養成
- ボランティア活動の促進（ボランティア大学校等における人材育成と、ボランティア・市民活動センターによる活動促進の連携強化）（再掲）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
「積極的に社会貢献したい」または「自分のできる範囲で社会貢献したい」高齢者の割合	65.5%	増加	高齢者実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
ボランティアコーディネーター件数	4,386件	5,000件	実績	1
社会福祉ボランティア大学校の受講者数	1,853人	3,000人	実績	1
年長者研修大学校の修了生の地域活動への参加状況	43%	47%	修了生アンケート	1

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

3 多様なつながりが力を生む地域づくり

【施策の方向性】

地域の支えあいを強化するため、まちづくり協議会や校（地）区社会福祉協議会などの地域団体の活動支援に加え、若い世代や現役世代を対象とした情報発信や参加促進、NPO団体や民間団体等と地域団体の連携支援などを行い、多様なプレーヤーによる社会のつながり（ソーシャルキャピタル）の充実を図ります。

また、住民が主体となって、話し合いを通じて地域の課題や資源を把握し、地域の特性に応じた福祉の地域づくり計画を策定する支援を行います。地域での取組を支援するコーディネーターを派遣し、多様な地域資源をつなぎあわせ、高齢者サロンなどの「通いの場・居場所づくり」、ボランティアなどによる「助けあいづくり」、移動販売による買い物支援などの「サービスづくり」などの住民主体の支えあいの取組を進めます。

【主な具体的取組】

- 多様な主体による社会のつながりづくりや居場所づくりの支援
- 地域支援コーディネーターなどによる福祉の地域づくり計画策定の支援
- NPO・ボランティア・地域主体の生活支援や社会参加、健康づくりの取組推進（買い物応援ネットワーク、シルバーひまわり、地域でGO!GO!健康づくり等）（再掲）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
ボランティアのグループへ参加した人の割合	9.7%	増加	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般・要支援高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
福祉に関する地域づくり計画の策定校区数	95校(地)区	155校(地)区	実績	1

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

4 孤独・孤立や多様な困難を抱える高齢者等の安心を支援

【施策の方向性】

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯の増加、社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる既存の制度の対象となりにくいケース、またいわゆる「8050問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

また、高齢者の社会的孤立を防ぐために、見守り・支えあいをはじめとする地域にお

ける支援体制の構築を支援します。

加えて、高齢者やその家族が持つ様々なニーズには、公共サービスだけでは対応困難なことやなじみづらい場合があり、地域や当事者の特性に応じた様々な支援を行っているNPO団体等の民間団体の役割が重要となっていることから、官民・民間同士の連携・協働も進めていきます。

【主な具体的取組】

- 重層的支援体制整備事業の実施
- 孤独・孤立対策等連携協議会の開催
- 地域包括支援センター等による相談体制の充実（再掲）
- ヤングケアラー相談支援窓口（再掲）
- いのちをつなぐネットワーク事業(地域福祉ネットワーク)の充実・強化による「見つける」「つなげる」「見守る」取組みの推進（再掲）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
重層的支援体制実施区	未実施	全区(7区)	実績

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
孤独・孤立対策等連携協議会のメンバー数	15団体	30団体	実績	1

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

施策2 認知症にやさしいまちづくり

(北九州市認知症施策推進計画(北九州市オレンジプラン))

- 北九州市では、およそ4万人の高齢者が認知症と推計されており、今後も増加することが見込まれています。また、高齢者のみの世帯が多く、認知症は喫緊の課題です。
- 令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って、暮らすことができるよう、国が新たに認知症施策推進の基本計画を定め、総合的かつ計画的に推進することとされました。認知症基本法では、国、地方公共団体、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する者、国民の責務が示されています。
- 地方公共団体は、認知症基本法の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担をふまえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する（第5条）とされています。
- 北九州市においても認知症基本法で掲げる「認知症の人を含めた国民一人一人が共生する活力ある社会の実現」に向け、地域の特性やニーズに応じた取り組みを進めます。

1 認知症の理解の増進と共生の推進

【施策の方向性】

認知症は誰もがなりうるものであり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があります。そのため、市民一人ひとりが、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすることが必要です。

また、認知症の人がその個性と能力を十分に発揮できるよう、地域において安全かつ安心して日常生活や社会生活を送ることができ、社会活動に参画する機会の確保を進めることが重要です。

<施策1-1 認知症の人に関する理解の増進>

本市の認知症サポーター養成講座受講者数は令和5年に累計10万人を達成しました。認知症に対する理解が深まるよう引き続き、一人でも多くの市民に認知症サポーター養成講座を受講していただくよう、子ども向け講座の開催や、企業へのはたらきかけを進めていきます。

また、9月の認知症啓発月間では、市内の協力書店や図書館、市民センターなどでの「認知症ブックフェア」を行うなど、集中的に啓発に取り組みます。

<施策1-2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進と多様な主体の連携>

認知症の人が、安心して他の人々と共に暮らすことができる社会を目指し、認知症の人を見守るための体制を構築します。認知症サポーターが実践的な活動につながるよう、ステップアップ講座の開催回数を増やし、関係団体や企業などがそれぞれの取組や課題を共有することで、相互連携を進めます。

また、認知症の人の日常生活での混乱を予防し、利用しやすい、認知症にやさしいデザインの普及などを行います。

<施策1-3 認知症の人の社会参加の機会の確保>

認知症の人やその家族、地域住民や専門職等の誰もが気兼ねなく参加でき、集う場所である認知症カフェの普及や、認知症カフェ同士のつながりができるよう、交流できる機会を創出します。認知症の人の社会参加や情報交換を目的とした交流会開催を支援し、講演会や市ホームページの活用など、本人発信の場を設けます。

また、認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就労等に資するよう、事業主に対する啓発や知識の普及を行います。

【主な具体的取組】

- 認知症サポーター養成講座
- 多様な関係者との連携強化（オレンジミーティング）
- 本人交流会・ピアサポート活動支援
- 認知症啓発月間
- 認知症にやさしいデザインの普及
- 認知症にやさしい図書館
- 認知症カフェの普及啓発、活動支援

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
認知症と聞いて、家族に迷惑をかけそうで心配である人の割合	53.9%	減少	高齢者等実態調査 (一般高齢者)
認知症になっても自宅で生活を続けられるか心配である人の割合	42.2%	減少	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
認知症サポーター養成者数	100,161人	110,000人	実績	4
市内の認知症カフェ数	29か所	50か所	実績	4

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

2 保健医療・介護サービス提供体制の整備

【施策の方向性】

認知症の人がその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療または認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図ります。

また、認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくためには、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提

供します。

認知症の人の保健、医療または福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上に努めます。

<施策2-1 医療体制整備>

市医師会と協力し、認知症に関して不安を感じた人やその家族にとって身近である「かかりつけ医」、認知症専門外来である「ものわすれ外来協力医療機関」や、より高度で専門的な認知症の治療・対応を行う「認知症疾患医療センター」と連携した、早期発見・早期対応がスムーズに行える医療体制を整備します。

<施策2-2 保健・医療・福祉の連携>

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくために、保健・医療・福祉の連携を目指します。

また認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族に対し、初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、地域包括支援センターと連携した早期対応の強化に努めます。

<施策2-3 人材育成>

身近な「かかりつけ医」の認知症対応力の向上を図るとともに認知症の専門医であり、連携の推進役でもある「認知症サポート医」の養成に取り組んでいきます。

また、適切な保健医療・介護サービス提供のため、関係職種に対する認知症対応力向上研修や認知症介護の指導的立場の人や介護従事者に対する研修を実施し、認知症対応力の向上に取り組みます。

【主な具体的取組】

- 認知症サポート医の養成
- 医療・介護従事者向け研修の実施
- ものわすれ外来の設置
- 認知症疾患医療センターの設置
- 認知症初期集中支援チームの設置

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
ものわすれ外来設置数	62か所	66か所	実績	5
認知症介護実践者等研修修了者数	284人	425人	実績	5

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

3 認知症の人や介護者への相談・支援

【施策の方向性】

認知症の人や介護者への相談・支援は、認知症の人や介護者の精神的・身体的な負担軽減にもつながります。

個々の認知症の人の状況または家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ、総合的な相談・支援を行っていきます。

また、認知症の人や家族等が孤立することのないよう、認知症の人または家族等が互いに支えあうために交流する活動への支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。

<施策3-1 相談体制の整備>

認知症の人または家族等からの各種の相談に対応するため、保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じる総合相談窓口である地域包括支援センターの機能を強化するとともに、ものわすれ外来を含め、認知症の相談窓口として一層の周知を図ります。

<施策3-2 認知症の人や介護者を支援する取組>

認知症の人または家族等が孤立することのないよう、身近なところで家族の不安を受け止め、適切な相談・支援を行うための仕組みづくりが重要です。認知症や若年性認知症の人を介護している家族が集まり、ともに励まし合い、認知症や介護について学び合うための介護家族交流会や本人交流会、また介護経験者が相談に応じる認知症・介護家族コールセンターなど相談支援に取り組みます。

認知症の症状に応じた対応の方法（ケアパス）や制度を紹介するリーフレットのによる周知や介護技法講演会を通じて介護の不安の解消につなげます。

<施策3-3 交流の場>

認知症の人やその家族、地域住民や専門職等の誰もが気兼ねなく参加でき、集う場所である認知症カフェの普及や、悩みを分かち合える介護家族交流会や本人交流会など、交流できる機会を創出します。

【主な具体的取組】

- 認知症・若年性認知症介護家族交流会
- 認知症・介護家族コールセンター
- 地域包括支援センターの機能強化
- 介護技法の講演会
- 本人交流会・ピアサポート活動支援（再掲）
- 認知症カフェの普及啓発、活動支援（再掲）
- ものわすれ外来の周知設置（再掲）

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
認知症に関する相談 窓口の認知度	23.9%	32%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般・要支援高齢者)	4

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

4 認知症の予防

【施策の方向性】

「認知症の予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことです。

認知症は、高齢者だけでなく、若年性の場合もあり、また遺伝や加齢だけが原因ではありません。認知症の原因の約2割は、脳血管疾患によるものと言われており、生活習慣病の予防や重症化予防も認知症の発症予防につながります。また、様々な研究より、健康的な食事や運動、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、趣味や社会参加などが認知症予防に資する可能性が示唆されています。

また、認知症の早期発見・早期診断・早期対応を行うことは、認知症の予防（進行を緩やかにすること）につながります。

<施策4-1 市民の予防に関する啓発、知識の普及>

認知症予防に関する科学的知見を適宜情報収集し、啓発します。地域において高齢者が身近に通える場等に専門職を派遣し、フレイルチェックにより運動機能、口腔機能、栄養、認知機能についての気づきを促すとともに、健康教育を行います。

健康リテラシーの向上を図るとともに、健診受診を促進します。

【主な具体的取組】

- | | |
|--------------|------------------|
| ○健康リテラシーの向上 | ○健診受診促進 |
| ○高血圧ゼロのまち | ○介護予防・健康づくり教室の開催 |
| ○通いの場への専門職派遣 | |

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
通いの場への参加率	19.3%	23%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般・要支援高齢者)	5
後期高齢者健診受診率	13.50%	増加	福岡県後期高齢者 広域連合実績	5

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

施策3 尊厳のある自分らしい暮らしを守る権利擁護支援の推進 (成年後見利用促進計画)

- 高齢化の進展に伴い、今後も認知症高齢者のさらなる増加が見込まれる中、成年後見制度の利用を含む、権利擁護の支援は重要性を増しています。多様化・拡大化する支援へのニーズをふまえながら、認知症など判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で、人や社会とつながりながら、状態にあった自分らしい生活を継続することができるよう、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見利用促進計画を本施策3において、引き続き策定します。
「老人福祉計画」「介護保険事業計画」とあわせて策定することで、一体的に推進し、地域全体で支えあいながら、ともに地域を創っていく地域共生社会の実現を目指します。
- 認知症など判断能力が十分ではない高齢者（以下、「認知症高齢者等」という。）が、本人らしい暮らしを継続し、地域社会への参加ができるよう、権利擁護を支える重要な手段となる成年後見制度の利用をさらに推進します。
- すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、市民や地域及び関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組を推進します。

1 成年後見制度の利用推進

【施策の方向性】

成年後見制度の利用促進に向けて、意思決定支援・身上保護を重視し、かつ、より利用しやすい、制度の運用を図るとともに、包括的・多層的な地域連携ネットワークの充実に向けて取組を推進します。

また、制度の利用促進に向けた国における制度の運用改善等の動きも注視しながら、進めていきます。

<施策1-1 成年被後見人と成年後見人の支援>

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険サービス等の福祉サービス、意思決定支援等の幅広い知識が必要ですが、専門家ではない親族、知人等が一人に対応するには困難を伴うこと、さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等は責任が大きいことから、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減に取り組みます。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、被後見人等が求める成年後見活動の実現を図ります。

(1) 権利擁護支援のチームによる支援とチームの支援

成年被後見人等の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が権利擁護支援の「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるようチームの効果的な連携構築を支援します。

(2) 専門家を加えた地域ケア会議の開催

成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、多職種の幅広い視点で検討を行う地域ケア会議において、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議には、必要に応じ、弁護士、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもとより、成年被後見人等の意思を反映した問題の解決を目指します。

(3) 意思決定の支援の普及・啓発

意思決定支援の普及・啓発を図り、成年後見人等が成年被後見人等の意思を尊重した身上保護、財産管理の実現に取り組みます。

また、意思決定支援の普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を推進します。

(4) 後見人支援と地域のサポート

親族後見人等を対象とした電話・窓口での相談対応や、相談会を開催することにより、後見人の負担軽減を図ります。

また、出前講演等により、地域においても成年後見制度や認知症等に関する知識と理解を深め、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。

(5) 制度の利用促進支援

成年後見制度の利用希望者のうち、資力の状況に応じて、その申立て費用や後見人等への報酬の助成等を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図ります。

<施策1-2 成年後見制度の利用促進>

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉等の福祉サービス関係者をはじめ、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携から成る「地域連携ネットワーク」の効果的な運用を図ります。

また、地域連携ネットワークの中核となる機関である「北九州市成年後見支援センター」（以下、「中核機関」という。）を引き続き運営し、機能の充実を図ります。

(1) 地域連携ネットワークの機能

地域連携ネットワークは、次の三つの機能により、権利擁護支援に取り組めます。

ア 相談支援機能

各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行います。

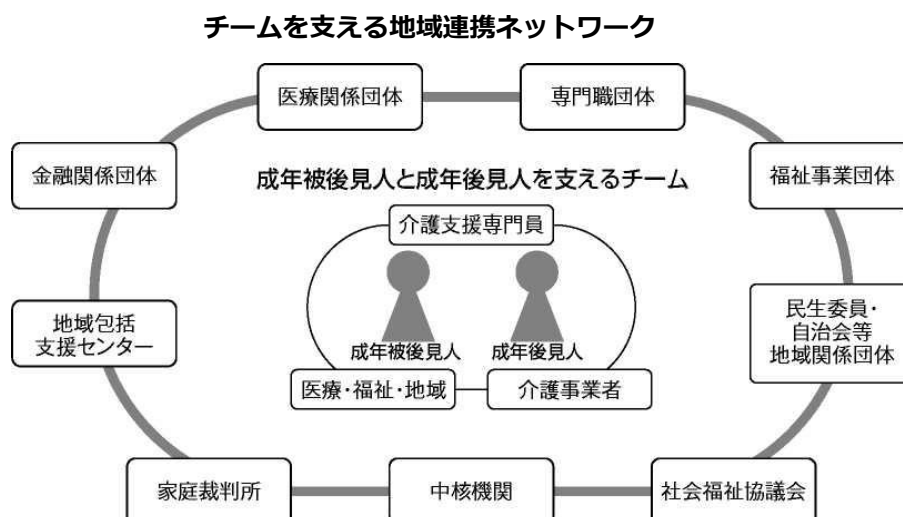
イ 支援チームの形成支援

中核機関が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、成年後

見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制づくりを行います。

ウ 支援チームの自立支援

中核機関や専門職が、各種相談支援機関等と役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう支援します。



(2) 中核機関の運営と段階的な機能の充実及び促進

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の対応を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

なお、中核機関において、地域連携ネットワークの中でのコーディネートを担いつつ、次の5つの機能の充実及び促進を図ります。

ア 広報

成年後見制度の利用促進に向けた普及・啓発に取り組むとともに、制度に関わる各団体と連携し、団体それぞれが効果的な広報を活発に行えるよう、配慮・助言を行います。

イ 相談

心身・財産の保護の必要性が生じた時をはじめ、早期の段階から、制度の利用についての相談対応を行います。また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制の整備を進めます。

ウ 制度の利用促進

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、市民後見人の養成を行います。また、適切な成年後見人等の選任（受任調整）や選任後のモニタリングなど、より本人にふさわしい形で制度を利用できるよう、取組を進めていきます。さらに、福祉サービスの利用手続や金銭管理のサービス、日常生活自立支援事業を利用している判断能力が十分でない人について、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、関係機関と協議し、円滑な移行を支援します。

エ 後見人の支援

市民後見人、親族後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、市民後見人等からの相談に適切に対応するなど、成年後見人等を支援する取組を実施します。また、成年後見人や成年被後見人などを支えるチームとなる介護支援専門員、相談支援専門員、介護事業者等と成年後見人等との協議の場を調整するほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。さらに、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

オ 不正防止効果

市民後見人等への研修やチームとしての対応により、後見活動の不正の防止を図ります。

(3) 関係機関との連携強化等

弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」(北九州市社会福祉協議会)、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度(法定後見)においては、市内に居住し、法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、4親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。

【主な具体的取組】

- 成年後見制度中核機関の運営
- 成年後見制度の利用相談や啓発の実施
- 成年後見制度の申立て費用等の助成
- 成年後見制度における市民後見人の育成
- あんしん法律相談の実施
- 金銭管理や財産保管サービス等の提供支援
- 地域ケア会議の開催(再掲)

《成果指標》

指標	現状	目標	出典等
	(令和4年度)	(令和8年度)	
成年後見制度について「よく知っている」「少し知っている」人の割合	47.9%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
中核機関における成年後見制度に関する相談件数	593件	700件	実績	4

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

2 高齢者の虐待防止対策の推進

【施策の方向性】

高齢者虐待防止法の啓発をはじめ、虐待の相談窓口である地域包括支援センターの周知に加えて、高齢者虐待に関わる可能性のある職員への研修を実施し、高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

虐待には、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が背景にあることから、複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組を推進します。さらに、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、介護者をはじめ、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応します。

また、介護サービス利用者の人権の擁護や虐待の防止等の観点から、虐待防止のための指針整備や虐待防止委員会の設置など介護サービス従事者による虐待を防止するための体制整備が介護サービス事業者に義務付けられました。そのため、介護サービス事業者が必要な体制が整備されるよう支援するとともに、虐待防止に関する知識の習得など介護サービス従事者の資質・介護スキル向上のための研修を実施するなど虐待防止に向けた取組を推進します。

【主な具体的取組】

- 高齢者虐待対応職員の質の向上
- 介護者における負担軽減の取組強化（再掲）
- 高齢者虐待防止に向けた多職種による連携の強化
- 地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護の取組推進

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
「虐待などに至る危険性はない」と感じている介護者の割合	44.3%	増加	高齢者等実態調査 (在宅(介護者))

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
虐待の相談・対応件数	238件	250件	実績	4
高齢者・障害者虐待防止研修の参加職員数	53名	毎年度60名	実績	4

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

施策4 介護者(ケアラー)のサポート

- 高齢者実態調査(令和4年度実施)では、北九州市が力を入れていくべき施策について、「介護に関する相談窓口・体制の整備」と回答した人が若年者(40～64歳)の5割を超えるとともに、介護者のうち、「負担を感じている」人が4割を超える現状にあります。
また、家族が認知症になった場合や認知症のご家族がいる方が心配だと感じることについては、「身体的・精神的負担」が一般、若年者で6割を超え、最多でした。
- 高齢化の進展により、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」、高齢の親とひきこもりの子の、いわゆる「8050問題」、育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、大人が担うような家事や家族の世話などをこどもが日常的に行っている「ヤングケアラー」、現役世代が親の介護のために離職する「介護離職」などの課題をふまえ、家族等の介護に対する不安・ストレスを一人で抱え込ませない取組をさらに進めます。
また、複合化・複雑化する相談内容に対応するため、高齢者のための総合相談窓口である「地域包括支援センター」に寄せられた相談を、部門横断的に連携していくとともに、必要に応じてアウトリーチ支援を行うなど、抱える悩みに寄り添った対応が出来るような体制を築いていきます。
- 認知症の人を介護する家族は、身体的・精神的な負担が大きく、孤立やうつ病などのリスクが高まります。認知症の人を介護している家族の孤立を防ぎ、その家族の気持ちや意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めるために、認知症の正しい理解の普及に努めます。

1 介護者の不安に寄り添う

【施策の方向性】

介護者が抱える悩みは「将来への不安」「介護の負担感」「孤立感(他に介護を任せる人がいない)」など多岐に渡っており、内容も複合化・複雑化しています。このため、介護者の不安の負担を軽減するためには、必要な支援やサービスにつながるよう多様な相談体制の強化を図ります。また、ICT技術を活用した、いつでも、どこからでもアクセスできる相談支援の構築も進めながら、不安の解消を図るとともに、適切な相談支援へ繋がるように支援していきます。

加えて、周囲の人が介護者の負担を理解し、気にかけていることが重要であることから、地域の人が見守り・支えあいの当事者として、必要に応じて専門機関につなぐことができる社会を目指すとともに、介護や医療の関係者は、高齢者本人だけでなく、その家族の生活環境や状況を垣間見る機会も多く、気づきが支援や改善につながることを期待できることから、専門職への研修を実施するなどして、啓発にも取り組みます。

さらに、認知症の人を介護している家族の訴えを受け止め、身近なところで適切な相談・支援を行い、また同じ悩みを抱える家族介護者同士が交流できる場の提供を通して、介護負担や孤立感の解消を図ります。

【主な具体的取組】

- 自殺予防こころの相談電話の設置
- ヤングケアラー相談支援窓口
- いのちをつなぐネットワーク事業(地域福祉ネットワーク)の充実・強化による「見つける」「つなげる」「見守る」取組みの推進(再掲)
- 民生委員、福祉協力員等による見守りネットワークの充実(再掲)
- 相談体制の充実(地域包括支援センター/再掲)
- 重層的支援体制整備事業の実施(再掲)
- 認知症サポーター養成講座(再掲)
- 認知症・若年性認知症介護家族交流会(再掲)
- 認知症・介護家族コールセンター(再掲)
- 認知症カフェの普及啓発・活動支援(再掲)

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
家族の介護について「負担である」と考える人の割合	40.3%	減少	高齢者等実態調査 (在宅高齢者の介護者)

2 家族介護者の生活支援

【施策の方向性】

家族介護者の生活を支援するため、介護に対する理解を深める啓発、介護技術の向上研修、男性の介護への参画促進などにより、介護者の心身の負担を軽減できるような社会づくりを目指します。また、就労している家族介護者の負担軽減のためには、企業等事業者の理解が不可欠であることから、ワーク・ライフ・バランスに関する出前セミナーやアドバイザー派遣を行うなど、事業者に対し、介護に関する理解、仕事と介護等との両立への理解を促進し、就労しやすい職場環境づくりを働きかけます。

【主な具体的取組】

- 介護講座の開催
- 企業等を対象にした介護への理解促進
- 男性向け介護講座の開催
- 介護保険サービス等の提供(ショートステイやデイサービス等)
- 家事や介護に関する講座の開催等を通じた知識・技術の習得、情報交換・悩み事相談の介護者支援(再掲)

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
介護講座を今後活かせると回答した人の割合	99%	100%	介護講座参加者アンケート